

# 円滑な事業再生等に向けた モニタリングの高度化に関する研究会 【別紙2 モニタリング段階に応じた役割分担】

2025年3月

中小企業庁

円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会

# 「モニタリング段階に応じた役割分担」について

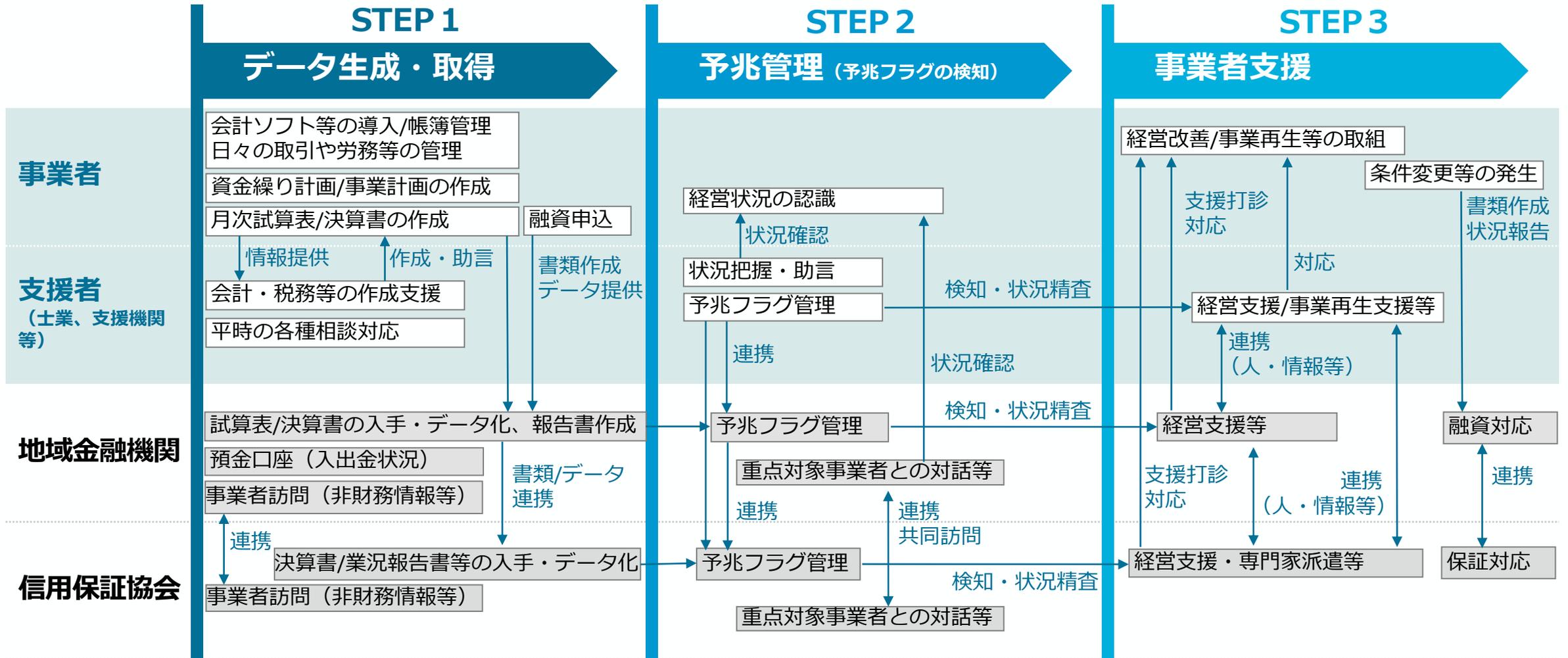
- 保証付融資先の中小企業・小規模事業者（以下、「事業者」という。）のモニタリングにおいては、その段階に応じ、事業者を取り巻く各主体※が一定の役割分担に基づき、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

※モニタリングの主体としては、信用保証協会、地域金融機関、支援者（税理士・公認会計士等の士業、中小企業活性化協議会等の政府系支援機関、その他専門家）が挙げられる。

- その際には、各地域において保証付融資先に対して、どの主体がどのような予兆管理を行うことが望ましいか認識を共有した上で、予兆管理を行う各主体において予兆フラグを検知した場合には、必要に応じて関係する他主体と早期に共有を行い、対象となる事業者を精査の上で、必要な事業者支援について連携（あるいはアウトソーシング）して対応するなど、切れ目なく対応を進めることが必要となる。
- こうした連携の在り方については、**地域の事情によって変わり得るため、（全国一律で固定化された仕組みではなく、）各地域において関係主体間で認識の共有がなされていることが重要**である。この際の**認識共有に当たっての参考材料として、本別紙にて役割分担に当たっての基本となる考え方を示す。**

# (参考) 期中のモニタリングにおける業務フロー・関係機関の動き

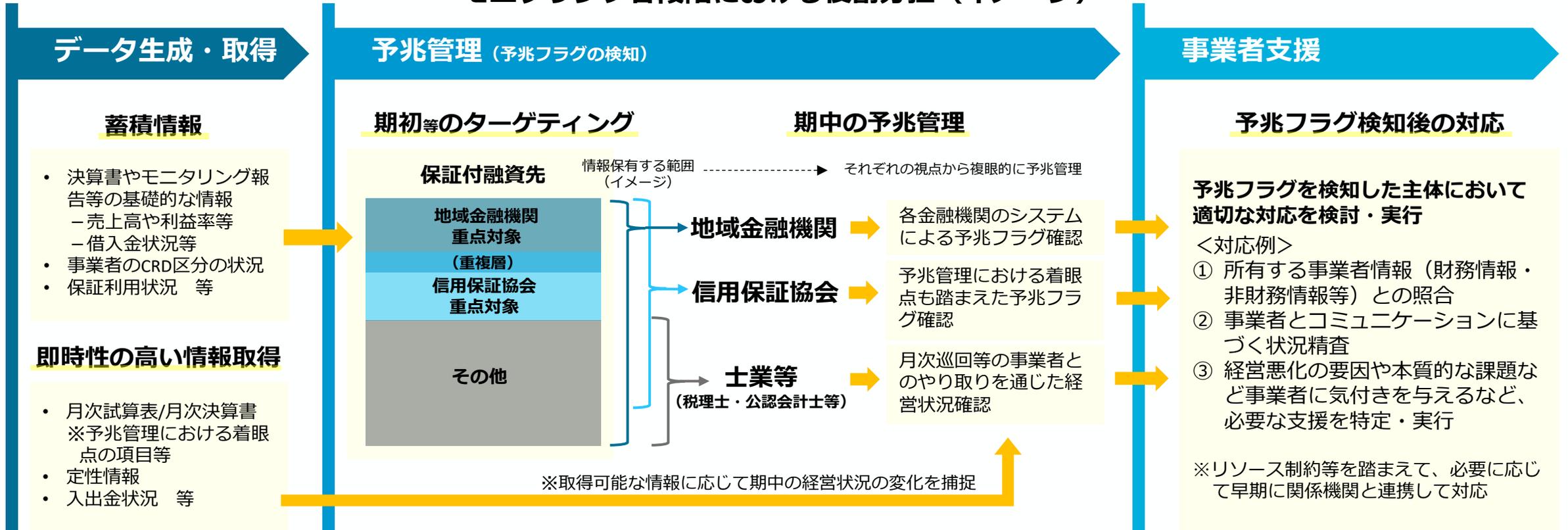
- 期中のモニタリングの一連の動きとして、①データ生成・取得、②予兆管理（予兆フラグ検知）、③事業者支援（予兆フラグ検知後の対応）の段階。



# 1. 役割分担の全体像

- まず期初等の基準時点において、信用保証協会や地域金融機関において、蓄積情報に基づくターゲティング（期初のターゲティング）で、その後の期中に「重点的に予兆管理を行う事業者」を抽出する。
- 各主体が所有するリソース（データ・システム・マンパワー等）に応じて、それぞれの視点から複眼的に期中の予兆管理を行う。信用保証協会や地域金融機関の両者の重点対象外（その他）に属する保証付融資先についても、信用保証協会、地域金融機関、士業（税理士・公認会計士等）が必要に応じて関係機関と連携しつつ、それぞれの予兆フラグの仕組みの下で予兆管理を行う。
- 期中に予兆フラグが検知された場合には、事業者の状況精査の上で、関係主体で連携をしながら必要な事業者支援を行う。

## モニタリング各段階における役割分担（イメージ）



## 2. 役割分担の詳細：データ生成・取得、予兆管理段階

※信用保証協会視点

- 予兆管理段階において、各信用保証協会は、地域金融機関等と連携しながら、売上高や利益率等の基礎的な情報や事業者のCRD区分の状況等を基に、**重点的に予兆管理を行う事業者を決める（期初等の）ターゲティング**を行う。その上で、「**予兆管理の着眼点**」を踏まえて、少なくとも「**簡易診断**」のような最低限の情報（**決算書・試算表等の勘定科目**）など、信用保証協会自身の保有するデータに基づき、所有するリソース（データ・システム・マンパワー等）に応じた**期中の予兆管理によって支援が必要な事業者をより早期に特定していくことが基本**となる。
- この際、保証付融資を実施した地域金融機関や、保証付融資先の事業者の支援者から、追加で重点的な予兆管理が必要な事業者の情報提供を受けることも考えられる。例えば、定期的に各地域において信用保証協会と地域金融機関で双方の重点対象事業者（保証付融資先）を照合し、対象事業者を更新するための情報共有の仕組みを設けるなど、随時リストを更新できる体制を構築することが重要。
- 特に、各信用保証協会における**重点的な予兆管理の対象事業者については、事業者の合意を前提に地域金融機関や支援者と連携して必要十分な情報を入手できるように努める**。この場合においては、信用保証協会では必ずしも得られていない月次試算表等の即時性の高い情報を得られるようにするとともに、**様々な角度からの情報を組み合わせながらよりの確に予兆を検知していく「通常診断」を取り入れるなどの対応が望ましい**。
- こうした予兆管理の結果、**予兆フラグが検知された場合は、速やかに事業者支援段階に移行する**。
- なお、**税理士・公認会計士等の事業者側で定期的な支援を行っている支援者においては、まず顧問先の事業者について保証付融資先かどうか、どこの信用保証協会か等の情報を認識し、経営状況の変化の予兆が認知され、連携が必要な場合の信用保証協会等の窓口を確認する**。その上で、**定期的な経営状況の把握を行いつつ、事業者への気づきの機会を与え、必要に応じて信用保証協会や協議会等への相談を後押しすることが望ましい**。

### 3. 役割分担の詳細：事業者支援段階

- 事業者支援の段階においては、信用保証協会をはじめとする**予兆フラグを検知した主体において適切な対応を検討し、必要に応じて、関係機関と連携して事業者支援に取り組んでいくことになる。**その際に適切な支援者や支援機関と連携できる関係性の構築が必要になる。
- 予兆フラグ検知後の事業者支援に至る対応としては、**フラグを検知した主体が、**
  - まずは当該主体が**所有する事業者の情報（財務情報・非財務情報等）を突き合わせ、**
  - フラグが立った要因について事業者の状況を精査し、
  - 事業者との対話等を通じて経営悪化の要因や本質的な課題について**事業者に気付きを与えるなど、必要な支援を特定・実行することが基本。**
- こうした一連のプロセスにおいて、**フラグを検知した主体が、必要に応じて関係する主体に対する必要十分な情報共有及び連携（アウトソーシングを含む）を早期に行った上で、**フラグ検知後から事業者支援に至る取組を進めていく。

# (参考) 事業者支援における情報の共有に際して必要な合意の在り方

- 事業者支援において情報を各主体間で共有する際には、どの主体間での共有かによって、対応は異なるものと考えられる。共有可能な情報の範囲については、いずれの場合においても事業者との合意内容に基づいて特定される。この時、情報共有を行う主体の組み合わせによって、例えば以下のような対応が考えられる。

## 情報の共有経路と合意の在り方（例）

### ① 保証協会⇒金融機関、金融機関⇒保証協会

保証申込時等の契約書等において事業者の合意を得ているため、合意の範囲において、基本的に全ての情報について共有可能。

### ② 保証協会⇒政府系支援機関

保証申込時等の契約書等において事業者の合意を得ているため、合意の範囲において、基本的に全ての情報について共有可能。

### ③ 保証協会⇒専門家（士業等）、金融機関⇒専門家（士業等）・政府系支援機関

事業者支援に先立ち、主体間で事前相談を行う際には、事業者の合意を得た上で、個別の合意の範囲に基づく情報共有が可能。なお、支援実行時においては、基本的に専門家（士業等）や政府系支援機関が事業者から直接情報を収集する。

### ④ 専門家（士業等）⇒金融機関・保証協会

事業者の合意を得た上で、個別の合意の範囲に基づく情報共有が可能。

(注) 地域金融機関間での事業者情報の共有について、（予兆管理段階など）平時においては、基本的に融資契約等における事業者の合意事項の対象外と考えられる。